

## 大志連区地域づくり協議会 内規

### (活動費)

第1条 役員のうち、会長、部会長に対し、また月例自主防災検討会の参加者、協力者に以下の定めにより活動費を支払う。

- (1) 会長には、年額4万円の活動費を支払う。
- (2) 部会長には、年額1万円の活動費を支払う。
- (3) 地域づくり協議会の協力者には、年額5千円の活動費を支払う。協力者の任命は会長が行い、年額についても協力度に応じて会長が定める。
- (4) 活動費の財源は、協議会の会務費をもって充てる。
- (5) 月例の自主防災検討会の参加者には、年額6千円の活動費を支払うことができる。また、自主防災リーダー会長の活動費は、年額1万円とする。対象者は、地域づくり協議会の会長が定め、財源は自主防災事業費を充てる。
- (6) 活動費は、年度はじめに支払う。
- (7) 活動費受領時に協議会に対し受領書を提出する。
- (8) 受領した活動費の使用内容についての提出は、求めない。

### (運営費)

第2条 大志連区避難所運営マニュアルの作成、展開を担う自主防災リーダー会内に設置した避難所運営班に対し、活動を円滑に行うための運営費を以下の定めにより支払う。

- (1) 避難所運営班は、総務・情報班、避難誘導・受付班、食糧・物資班、施設管理班、保険・衛生班の5班にて構成している。
- (2) 各班には、年額1万円を限度として運営費を支払う。
- (3) 運営費の財源は、協議会地域活性部会内の自主防災事業費をもって充てる。
- (4) 運営費は、会議費(お茶代等)や消耗品費(資料作成経費等)などに使用できる。
- (5) 運営費を受領した各班長は、適正に管理・執行をした上、年度末に執行にかかる出納簿及び領収証を会長に提出し、精算する。

### (印刷機利用規定)

第3条 地域づくり協議会(以下地づ協)で導入している複合機(コピー、プリンター、スキャナー)を会員に開放し、会員の活動を支援する。

- (1) 機種:地づ協複合機(EPSON EW-M5701T、A3、A4、カラー、白黒)
- (2) 場所:地づ協事務室(公民館 2F 料理実習室内)
- (3) 利用可能者:地づ協会員、予約制(立会者に予約)
- (4) 立会・会計:当面 木村(週4日程度在室)、現金、領収書発行
- (5) 用紙持ち込み:
- (6) 原稿(紙)持ち込み:原稿は確認(団体名が分かること)

(電子ファイル持ち込みによる印刷は要相談)

(7)印刷代設定(利便性・会計しやすさから設定)

|     | 単 価   | 1~10 枚 | 10~50 枚 | 50~100 枚 | 100~150 枚 |
|-----|-------|--------|---------|----------|-----------|
| 白黒  | 1 円/枚 | 無料     | 50 円    | 100 円    | 150 円     |
| カラー | 2円/枚  | 無料     | 100 円   | 200 円    | 300 円     |

(A4 枚数。A4 両面、A3 片面は 2 枚、A3 両面は 4 枚に換算。)

付 則

- 1 第1条及び第2条は、令和元年10月26日に制定し、令和元年度事業及び予算から適用する。

付 則

- 1 第3条は、令和2年7月18日制定し、適用する。

付 則

- 1 第1条の改定は、令和5年4月15日総会時に制定し、令和5年度事業及び予算から適用する。